



訪日香港人を対象とした「日本香港観光年」特典の募集について

(募集期間：4月19日～11月中旬迄)

観光庁、日本政府観光局（JNTO）、香港政府観光局の3組織は、日本と香港の相互の観光交流の拡大と相互理解を深めるため、2019年1月1日から12月31日までを「2019日本香港観光年」（英語名：Hong Kong Japan Tourism Year 2019）と定めております。

JNTO 香港事務所では、本年1月に日本香港観光年特設ウェブサイトや特設 Instagram を開設し、香港の一般消費者に向けてオンラインキャンペーン等を実施してまいりましたが、更に、日本香港観光年の気運を高める施策として、日本各地の観光・宿泊・商業・飲食等の各施設や交通機関等において、訪日香港人を対象とした割引、特典をご提供いただける施設を募集致します。

以下の募集内容をご確認いただき、特典をご提供いただける団体・事業者様については、香港人を大歓迎して下さる施設として具体的な施設名や特典内容等に関し、日本香港観光年特設ウェブサイトを通じた周知・PR をさせていただきます。ご検討・ご賛同いただける賛助団体・会員様がいらっしゃいましたら、ぜひ香港事務所までご連絡ください。

<募集内容>

- 観光・宿泊・商業・飲食等の各施設や交通機関等において提供可能な以下の要件に合った特典・割引サービス等
 - ※ 香港の有効なパスポート提示等により香港人と確認できる方を対象とした施設割引、記念品の提供、1品サービス、オプション・プランやトッピングの無料追加など。
 - ※ 全ての訪日外国人を対象とした特典ではなく、日本香港観光年に伴う「訪日香港人のみを対象」とした特典・割引サービスであること。
 - ※ 2019年5月下旬から2019年12月末までに提供・利用できるもの。期間を限定して提供されたい場合は、具体的な期間を付記する形式でも問題ありません。（特典情報掲載ページ公開：5月20日頃を予定）
 - ※ 香港政府観光局が香港へ旅行する日本人を対象に提供している特典例については、以下のサイトをご参考下さい。
http://www.discoverhongkong.com/jp/plan-your-trip/latest-promotion/tourism_year_shop.jsp

<PR方法>

- JNTO が運用する日本香港観光年特設ウェブサイトを通じて、施設紹介（施設名・営業時間・住所・連絡先等）とイメージ写真、サービス等の簡単なPR、具体的な特典内容・条件等を周知・PRいたします。
- JNTO 香港事務所の Facebook（フォロワー数 36 万人超）を通じて、特典情報に関する最新案内を随時行います。
 - 日本香港観光年特別サイト：<https://welcome2japan.hk/hkjptourismyear2019/>
 - JNTO Facebook：<https://www.facebook.com/visitjapanhk/>



觀光年特別サイト 特典紹介ページ（イメージ）

<申込方法> 特典を検討いただける場合、下記、香港事務所の問い合わせ先に、メールにてご連絡ください。
折り返し、詳細についてご連絡をさせていただきます。

<募集期間> 4月19日（金）～ 11月中旬頃まで

<注意事項>

- ・各施設でご提供いただく特典および提供方法等に起因するトラブルに関し、JNTOは一切責任を負わないものとします。
- ・掲載言語は、繁体字のみとなります。各申請者様にて繁体字に翻訳済みの原稿をお送りいただけます。
JNTOでの翻訳は致しません。
- ・訪日香港人を対象とする特典内容として不適切と判断される場合は、ご提供内容の変更のご相談またはお断りさせていただくことがございます。
- ・前項記載のPR方法・内容については、JNTOおよび観光庁の判断に基づき、予告なしに変更することがあります。
また提出いただく発信内容についてはJNTOが確認のうえ、変更・修正をお願いする場合があります。

<JNTO 担当部署・本内容に関するお問合せ>

JNTO 香港事務所 岩本

TEL : (852) 2968 5819

E-mail : info_hkg@jnto.go.jp